(趣旨)

第1条 この規則は、地方公務員法 (昭和25年法律第261号) 第52条第4項の規定に基づき、同条第3項ただし書に規定する管理職員等の範囲を定めるものとする。

(管理職員等の範囲)

第2条 管理職員等は、別表の左欄に掲げる機関について、それぞれ同表の右欄に掲げる職を有する者とする。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

別表 (第2条関係)

機 関	職
藤井寺市柏原市学校給食組合事務局	事務局長 理事 次長 課長 参事 課長代理
	主幹 総務係長 人事、財務に関する事務及び公平
	委員会事務を取り扱う事務職員
藤井寺市柏原市学校給食組合教育委員会	理事 課長 参事 課長代理 主幹 庶務係長
事務局	人事及び財務に関する事務を取り扱う事務職員